

長時間労働等について

平成29年1月17日、厚生労働省では、平成28年4月から9月までに、長時間労働が疑われる10,059事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の実施結果公表しました。結果の内容をご紹介しますので、自社内で再確認等していただければ幸いです。

【結果内容】

事項		年		
		平成28年 4～9月	平成27年 4～9月	
監督対象事業場		月80時間超	月100時間超	
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	10,059	4,861	
	うち、労働基準法などの法令違反あり	6,659 (66.2%)	3,823 (78.6%)	
主な違反内容	1 違法な長時間労働があったもの	4,416 (43.9%)	2,917 (60.0%)	
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり80時間を超えるもの	3,450 (78.1%)	2,322 (79.6%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	2,419 (54.8%)	1,853 (63.5%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	489 (11.1%)	400 (13.7%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	116 (2.6%)	81 (2.8%)
	2 賃金不払残業があったもの	637 (6.3%)	500 (10.3%)	
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	400 (62.8%)	313 (62.6%)	
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	1,043 (10.4%)	753 (15.5%)		
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	8,683 (86.3%)	4,046 (83.2%)	
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	6,060 (69.8%)	3,125 (77.2%)	
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	1,189 (11.8%)	753 (15.5%)	
	うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	566 (47.6%)	529 (70.3%)	

※27年は月100時間を対象、28年は月80時間を対象としています。

※長時間労働における月80時間等は、時間外労働と休日労働を足したものととなります。

【法改正】

今月より、改正した育児・介護休業法が施行されましたので、就業規則等そのままになっている場合、見直しをかけてはいかがでしょうか？主な改正点は以下のとおりです。

育児休業等の対象者の拡大、子の看護休暇の半日単位の取得、介護休業の分割取得等、介護休業等の対象者の拡大、介護のための所定労働時間の短縮措置等、介護のための所定外労働の制限、介護休暇の半日単位の取得

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

